

| | |
|-------|-------------------------|
| 作成年月日 | 令和3年12月22日 |
| 作成部局 | 新型コロナウイルス感染症 対策本部事務局 |

ワクチン・検査パッケージ制度の事業者登録

1 趣旨

感染対策と日常生活の回復の両立に向けて、将来の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置、県独自措置の下においても、感染リスクを低減させることにより、飲食店やイベント等の各分野の行動制限の緩和を可能とする「ワクチン・検査パッケージ制度」を活用する事業者の登録を行う。

2 事業内容

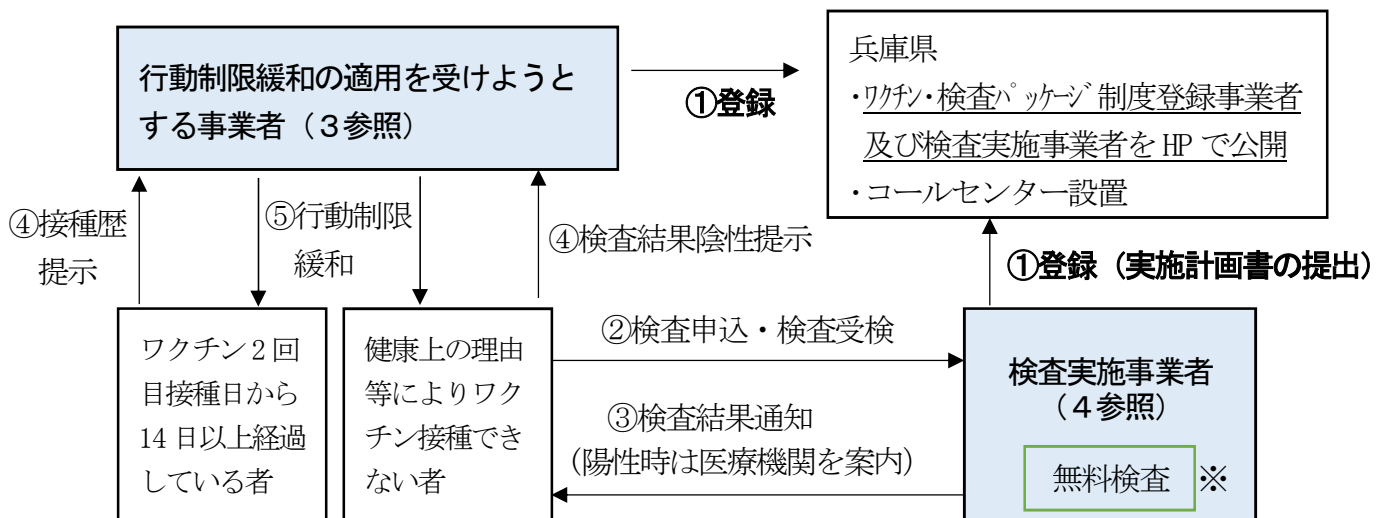
- (1) 行動制限緩和の適用を受けようとする事業者、PCR検査等の無料検査を実施する事業者を県に登録

(行動制限の緩和)

- ・飲食：第三者認証制度の適用事業者における利用者の人数制限なし
- ・イベント：感染防止安全計画の策定及び県の確認により、収容人数を収容定員まで緩和
- ・旅行：都道府県間の移動制限を緩和

- (2) 県に登録を行った飲食店やイベント主催者等の事業者が、入店者・入場者等の利用者の「ワクチン接種歴」又は「検査結果の陰性」のいずれかを確認することで、行動制限を緩和

- (3) 事業スキーム



※ 無料検査の対象者

- ・基礎疾患や副反応の懸念など健康上の理由により、ワクチン接種を受けられない者
- ・12歳未満の子ども
(未就学児(概ね6歳未満。旅行等は12歳未満)は、同居する親等が同伴する場合、検査不要)

- ※ 感染が急拡大し、医療体制のひっ迫が見込まれる場合等は、ワクチン・検査パッケージを適用せず、強い行動制限を要請することがある。

3 「ワクチン・検査パッケージ制度登録事業者」の登録

次の飲食店等のうち、登録・確認を受けた事業者を「ワクチン・検査パッケージ制度登録事業者」とする。

(1) 新型コロナウイルス対策適正店認証を受けている飲食店等 (12/27～受付) * 詳細は別紙1

- ・「兵庫県ワクチン・検査パッケージ適用飲食店等登録」事務局に登録申請書を提出
- ・申請があった認証店を実地確認調査し、基準を満たす認証店を登録（制度登録ステッカーを交付）
- ・登録店舗は、県ホームページに公表

<事務局・コールセンター> ※12/21 開設

電話 078-272-6511

※平日 9:00～17:00 (年内は12/28まで、年始は1/4から受付)

- ・登録申請書URL <http://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/insyokutentourouku.html>



(2) 感染防止安全計画策定対象のイベント (12/22～受付) * 詳細は別紙2

- ・感染防止安全計画(参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用)に以下の2点を記載し県に提出、県で内容を確認

①検査方法 (PCR検査、抗原定量検査、抗原定性検査等の種別及び事前送付、現地検査等の実施の有無等)

②「ワクチン接種歴」又は「検査結果の陰性」の確認方法

- ・感染防止安全計画URL <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/annzennkeikaku.html>



(3) 旅行

- ・観光庁がワクチン・検査パッケージを活用した施策を実施する場合、当該施策を利用する旅行者及び宿泊業者は、観光庁又は観光庁が指定する者に登録が必要
- ・本県独自に実施する「ふるさと応援！ひょうごを旅しようキャンペーン+ (プラス)」は、事業に参画する県への事業者登録をもって本事業者の登録とする。
- ・民間事業者が独自のツアーや宿泊施設の利用にあたり、利用者のワクチン接種歴や検査結果を活用することは原則自由であり、事業者登録は不要

4 「検査実施事業者」の登録 (12/24～受付) * 詳細は別紙3

実施計画書を県に提出し、登録を受けた事業者を「検査実施登録事業者」とする。

(1) 業務内容

ワクチン・検査パッケージ制度の利用や民間の自主的な取組の際、健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない者に対して、PCR検査等を無料で実施

(2) 対象事業者

医療機関、薬局、衛生検査所、ワクチン検査パッケージ制度等登録事業者 等

<事務局・コールセンター> ※12/24 開設予定

電話 078-845-9011

※平日 9:00～17:00 (年内は12/28まで、年始は1/4から受付)

メールアドレス hyogo@muryokensa.jp

- ・事業者募集URL <https://www.knt.co.jp/ec/2022/muryokensa/>

(12/24から閲覧可能)



新型コロナウイルス適正店認証飲食店等のワクチン・検査パッケージ制度登録

1 制度適用による緊急事態措置等における行動制限の緩和

(1) 利用者の人数制限の緩和

制度適用飲食店等における利用者の人数制限（1テーブル4人以内）を制限なしに緩和

(2) カラオケ設備の提供自粛の緩和

カラオケ設備を提供している制度適用飲食店等について、収容率の50%を上限として、カラオケ設備が提供できるよう緩和

2 制度適用登録の流れ

① 認証を受けている飲食店等は制度適用登録を電子申請（県ホームページから申請可）

※インターネット環境がない場合など電子申請ができない場合のみ郵送申請受付
（県民局・県民センター、市役所・町役場で制度登録適用申請書を配布）

② 申請を受け付け、実地確認調査日程を調整

③ 申請店舗を実地確認調査

- ・ 認証基準が満たされていることの再調査
- ・ ワクチン・検査パッケージを適用する場合の利用者の証明確認方法を説明
- ・ ワクチン・検査パッケージ制度登録ステッカーを手渡し、
各店舗で自店名を記入のうえ、店頭ステッカーを掲示
- ・ 概ね1月10日以降、実地確認調査開始



④ 登録完了（県ホームページに登録店舗リストを公表）

3 登録店舗でのワクチン・検査パッケージを適用する場合の入店時の確認方法

(1) テーブル4人以内の制限を緩和する場合

1テーブルに5人以上着席するグループ全員に対し、ワクチン接種歴証又は陰性証明書の確認を求める。（なお、1テーブル4人以内のテーブルに着席するグループに対しては上記の確認は不要）

(2) カラオケの制限を緩和する場合

カラオケ設備を提供する制度適用登録店舗に入店する全員に対し、ワクチン接種歴証又は陰性証明書の確認を求める。

4 事務局・コールセンター

078-272-6511

平日 9:00～17:00（年内は12/28まで、年始は1/4から受付）

- ・ 登録申請書URL <http://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/insyokutentouroku.html>



【参考】 新型コロナ対策適正店認証制度については別添のとおり

新型コロナ対策適正店認証制度

(別添)

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症対策を実施している飲食店等を県が実地確認の上、認証し公表することで、感染に対する県民の不安感を解消するとともに、県内の飲食店等での感染拡大予防対策の推進を図る。

2 認証対象

兵庫県内にある客席を設ける飲食店及び喫茶店（テイクアウト・宅配のみの営業形態の店舗は対象外）



3 認証時のチェック項目

- (1) アクリル板等（パーティション）の設置又は座席間隔の確保
- (2) 手指消毒の徹底
- (3) 食事中以外のマスク着用の推奨
- (4) 換気の徹底
- (5) 同一グループの同一テーブルへの入店案内は、原則4人以内としている。*
- (6) 県から要請された営業時間を遵守している。*
- (7) 県から要請されたカラオケ設備の提供自粛を遵守している。*
- (8) 長時間飲食にならないよう呼びかけ
- (9) 体調がすぐれない従業員への対応
- (10) 「感染防止対策宣言ポスター」の掲示

* 県独自措置の緩和を踏まえ、(5)、(6)、(7)のチェック項目は、11/26以降、チェック項目から除外

4 認証ステッカーの交付

- ・ 認証ステッカーの交付を希望する飲食店等は、県ホームページからの電子又は紙申請書（申請書は県民局・センター、市役所、町役場で配布）の郵送により申請
 - ※ 12月27日以降、新規で認証申請を行う飲食店等に対しては、ワクチン・検査パッケージ制度適用登録の希望も併せて確認し、一括で申請可能とする。
- ・ 申請された飲食店等に対し、申請内容及び実地調査により認証基準を満たしていることを確認のうえ、認証ステッカーを交付し、店頭・店内等に掲出してもらう。

5 新型コロナ対策適正認証制度の進捗状況（令和3年12月20日現在）

| 区分 | 件数 | 県内28,000店 に対する割合 |
|-----------|--------|---------------------|
| (1) 申請件数 | 26,565 | 95% |
| 4～8月 | 10,934 | — |
| 9月 | 10,111 | — |
| 10月 | 4,889 | — |
| 11月 | 495 | — |
| 12月 | 136 | — |
| (2) 認証済件数 | 26,445 | 94% |

6 新規認証申請受付期限

令和4年3月22日（火）まで

イベントにおけるワクチン・検査パッケージ制度の登録

1 制度適用による行動制限の緩和

感染防止安全計画を策定し、県による確認を受けたイベントは、イベントの参加人数上限を収容定員まで緩和

<イベント参加人数上限>

| | 右記以外 | まん延防止等重点措置区域 | 緊急事態措置区域 |
|--------------|--------|--|----------|
| 感染防止安全計画の策定※ | 収容定員まで | 20,000人 ----- (ワクチン・検査パッケージ制度の適用により、収容定員まで入場可) | 10,000人 |

※ 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超（まん延防止等重点措置区域、緊急事態措置区域においては、5,000人超）のイベントに適用

2 制度適用登録の方法

感染防止安全計画に以下の2点を記載し、県の確認を受ける。

- ① 検査方法（PCR検査、抗原定量検査、抗原定性検査等の種別及び事前送付、現地検査等の実施の有無等）
- ② 「ワクチン接種歴」又は「検査結果の陰性」の確認方法

※ 県HPの様式により登録

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/annzennkeikaku.html>



〔参考〕感染防止安全計画における感染防止策の項目

- ① 飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底
- ② 手洗、手指・施設消毒の徹底
- ③ 換気の徹底
- ④ 来場者間の密集回避
- ⑤ 飲食の制限
- ⑥ 出演者等の感染防止策
- ⑦ 参加者の把握・管理等

【問い合わせ先】 新型コロナウイルス感染症対策本部事務局（災害対策課）

電話：078-362-9833

FAX：078-362-9912

Eメール：saitai@pref.hyogo.lg.jp

「検査実施事業者」の登録について

感染対策と日常生活回復の両立を目的とするワクチン・検査パッケージ活用について、PCR検査等を実施いただく検査実施事業者を募集・登録します。

1 検査実施事業者の業務内容

ワクチン・検査パッケージ制度の利用や民間の自主的な取組の際、健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない者に対して、PCR検査等（LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む）又は抗原定性検査を無料で実施

※ 感染拡大傾向時は、感染不安を感じる無症状者についても同様の無料検査を実施

2 対象事業者

- ・医療機関、薬局、衛生検査所 等
- ・飲食店（第三者認証店）、イベント主催者等のワクチン検査パッケージ制度等登録事業者

3 登録方法

12/24以降、「兵庫県PCR検査等無料化事業事務局」あて、郵送またはメールにより、実施計画書を提出

○事務局連絡先（12/24開設予定）

住所 〒658-0046 神戸市東灘区御影本町6丁目12-16 西田中屋ビルB1

電話 078-845-9011

※ 平日9:00～17:00（年内は12/28まで、年始は1/4から受付）

メールアドレス hyogo@muryokensa.jp

○ホームページ（12/24から閲覧可能）

<https://www.knt.co.jp/ec/2022/muryokensa/>

※ 実施計画書及び、実施内容の詳細は、上記ホームページに掲載



4 検査事業者の登録受付期間

令和3年12月24日（金）から令和4年1月21日（金）（予定）

【参 考】

1 検査の流れ

(1) 対象者(*)から検査申込

- ・検査事業者は無料となる検査について受検希望者に説明
- ・対象者は申込書に記入し、身分証明書等を提示
- ・検査事業者は申込書及び身分証明書等を確認
- ・原則として予約不要

* 基礎疾患、副反応の懸念など健康上の理由によりワクチン接種を受けられない者、12歳未満の者

(2) 検査の実施 (①又は②)

①PCR検査等 (LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む)

②抗原定性検査

※ 「ワクチン・検査パッケージ制度等登録事業者」が行う検査は、当該事業者の事業に関連して実施する場合に限る。

(3) 検査結果の通知

検査事業者は、結果通知書を作成し、受検者に発行

2 補助金

| | 補助対象 | 補助上限額 |
|--------------------------|--------------------------|--|
| 体制整備支援 | 事業開始に当たっての体制整備費 (ブース設置等) | 原則、1,300,000円 (1検査場所当たり) |
| 検査実施支援 (検査及び 結果通知) | PCR検査等 *1 | ①検査キット原価 (検査費用、送料等) 上限8,500円 (税込) *2 ②各種経費等 一律3,000円 (税込) |
| | 抗原定性検査 | ①検査キット原価 上限3,000円 (税込) *3 ②各種経費等 一律3,000円 (税込) |

*1 PCR検査等については、実施事業者が医療機関である場合は、令和3年12月31日以降、検体採取を行った医療機関以外の施設へ検体を輸送し検査を委託して実施した場合を除き、上限額は7,000円 (税込)

*2 令和4年4月1日以降については、PCR検査等の上限額を7,000円 (税込) 以下に変更する予定

*3 令和3年12月30日までは、上限額は3,500円 (税込)

3 その他

あわせて、感染拡大傾向時に、県知事の要請により実施する無料検査の検査実施事業者についても募集・登録します。(詳細は、ホームページでご確認ください。)